最終更新日：2025年5月29日

株式会社東京個別指導学院
代表取締役社長　松尾　茂樹
問合せ先：03-6911-3216
証券コード：4745
https://www.tkg-jp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

【当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】
当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付けています。
また、変動する社会、経営環境に対応した迅速な意思決定と経営の健全性の向上を通じ、長期的な安定と持続的な成長を実現するため、すべてのステークホルダーへの価値を高めることで、企業価値向上に努めます。その拠り所として、「株式会社東京個別指導学院 コーポレートガバナンス基本方針」を定め、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み、運営方針を示します。

＊上記「株式会社東京個別指導学院 コーポレートガバナンス基本方針」につきましては、当社IRサイトをご参照ください。
（https://www.tkg-jp.com/about/governance.html）

【ベネッセグループの一員としての当社の考え方】
株式会社ベネッセホールディングスは、当社議決権の過半を有する親会社です。ベネッセグループは、1人ひとりの「よく生きる」を実現するために、人々の向上意欲と課題解決を生涯にわたって支援し、顧客や社会・地域から支持され、なくてはならない存在を目指しています。ベネッセグループは、「国内教育事業」「介護・保育事業」を主軸に多くの領域・地域でサービスを展開しています。当社は、その中で「国内教育事業」の一部を担っており、首都圏、近畿圏を中心とした個別指導学習塾等を展開しています。ベネッセグループの一員として、ベネッセグループ戦略のもとで事業展開を図り、個々の事業の成長を目指しつつグループシナジーを発揮し、当社の企業価値を高めることを目指しています。
また、当社は、企業理念に加え、ベネッセグループの理念、目指す姿、行動指針等を共有、継承していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－④】
議決権の行使については、インターネット等においても行使できる機会を提供していますが、株主総会招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、現状の株主構成等の状況を踏まえ、行っていません。今後、株主構成等の状況を鑑みて、必要に応じて検討していきます。
なお、当社IRサイトは、英語での情報開示をしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．政策保有株式】
当社は、現在上場株式としての政策保有株式を保有していませんが、非上場株式としての政策保有株式を保有しております。
なお、今後上場株式としての政策保有株式を新たに保有する場合は、株主価値の毀損の有無を前提に、中長期的な経営視点に立ち、当社の経営にとって有意であるか、保有目的や保有することが妥当である根拠やコーポレートガバナンス上の重大な問題がないか等について、その都度、個々の政策保有株式ごとに取締役会にて十分検討し、必要最小限度の保有可否を判断します。
また、現在保有している非上場会社としての政策保有株式及び今後保有した政策保有株式につきましては、取締役会にて政策保有の意義、経済合理性、取引の実態等を検証し、継続保有の可否を毎年定期的に検討します。その結果、保有の意義が希薄となった政策保有株式については、できる限り速やかに処分又は株式数を縮減していく方針です。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、親会社である株式会社ベネッセホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結しており、当社の経営に重大な影響を及ぼす事項については、同契約に則り、適切に対応しています。
これに加えて、当社は、一般株主の利益を保護するための体制として、独立社外役員会を設置しています。独立社外役員会は、ベネッセグループとの取引等の公正性・透明性・客観性を確保するため、独立社外取締役・独立社外監査役にて構成されており、会社法上取締役会の承認を必要とする利益相反を伴うおそれのある取引、及び、一定金額以上の関連当事者取引等の重要な事項について、取締役会の決議前に事前の審議・検討を行っています。
また、当社とベネッセグループ又はHRBC株式会社との取引等については、当該会社からの独立性確保の観点も踏まえ、実施部門、法務部門及び財務経理部門等において、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前の確認を行っています。
当社は、関連当事者間取引について、その性質や重要性等を鑑み、特別利害関係人に該当するか否かの基準を定めています。取締役会決議においては、あらかじめ当該基準に則り、特別利害関係人であるかどうかについて検討し、対象となった者は、当該決議に参加することができないものとしています。
また、決議された関連当事者間取引については、取締役会、独立社外役員会等において定期的に実施状況、結果等を確認しています。

【原則2－4－1．女性の活用促進を含む社内の多様性の確保】
当社は、多様な人財の能力や見識、アイデアを最大限に活かし協働することが、お客様への提供価値向上に不可欠であると認識しています。そのため、性別、年齢、国籍、障がいの有無など関係なく多様な人財が個性や能力を発揮できる環境の整備を目指していきます。

人財育成方針、社内環境整備方針は、サステナビリティ基本方針内に記載しており、当社ウェブサイト等に開示しています。人財の登用については、性別や年齢、国籍、障がいの有無に依らず、当社での経験や特性、能力、意欲等を判断の軸とした公正な評価を実施しております。よって、女性や外国人の管理職への登用については、現時点では数値目標を設定しておりません。今後の事業戦略方針に合わせ、目標策定と開示について検討してまいります。
なお、管理職における中途採用者の割合は2021年から2023年度の3年連続で半数以上となっております。
今後も当社は、性別、年齢、国籍、障がいの有無など関係なく多様な人財が個性や能力を発揮できる環境の整備を目指していきます。

＊上記「サステナビリティ基本方針」につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。
（https://www.tkg-jp.com/sdgs/case/detail.html?id=3827）

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
従業員福利厚生の一環として企業型確定拠出年金（ライフプラン年金）制度を設けています。制度の運用にあたっては、運用機関へのモニタリングを適切に行うことができるように、担当部門の経験や資質向上に努めるほか、従業員に対しても説明等を実施しています。

【原則3－1．情報開示の充実】

当社は、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所が定める規則等の情報開示に関わる法令に従って利用者にとって有益な内容となるよう、適時適切に情報開示を行います。また、法令に基づく情報開示以外の情報提供においても積極的に実施し、経営の透明性・公平性を確保します。
更に、当社は、グローバル資本市場における評価を得るために合理的な範囲において英語での情報開示を進めます。

(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、当社の企業理念に基づいて持続的な企業価値の向上を実現します。

【企業理念】
やればできるという自信チャレンジする喜び
夢を持つ事の大切さ

私たちは
この3つの教育理念とホスピタリティをすべての企業活動の基軸とし
笑顔あふれる「人の未来」に貢献する

また、取締役会は、株主の皆様に対する重要なコミットメントの1つである中期経営計画や単年度毎の事業計画を策定し、その実現に向けて最善の努力を尽くします。
また、中期経営計画や単年度毎の事業計画に基づく業績予想の修正、その他重要な事項が生じたときは、原因分析を行い、即時に開示するとともに、次期以降の計画に反映させ ま す 。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題 と位置付けています。
また、変動する社会、経営環境に対応した迅速な意思決定と経営の健全性の向上を通じ、長期的な安定と持続的な成長を実現するため、すべてのステークホルダーへの価値を高めることで、企業価値向上に努めます。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 [取締役]
取締役指名・報酬委員会は、取締役の報酬の決定プロセスについて、その客観性、透明性を保証し、取締役会に助言し、取締役会がこれを決定します。
なお、取締役の報酬は、基本報酬と賞与（業績連動・個人目標成果）及び譲渡制限付株式報酬から構成されており、株主総会にて承認されている報酬限度額の範囲内で取締役会が決定しています。

[執行役員]
執行役員の報酬は、基本報酬と賞与（業績連動・個人目標成果）及び譲渡制限付株式報酬から構成されており、取締役会にて承認されている報酬限度額の範囲内で代表取締役社長が決定しています。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 [取締役]
取締役指名・報酬委員会は、取締役選任ガイドラインに則り、取締役候補者の指名について、毎期業績等の評価や中長期的な事業成長を実現できる取締役としての資質を十分審議するほか、独立社外取締役の場合の独立要件について検討し、取締役候補者の指名について取締役会に助言します。取締役会は、取締役指名・報酬委員会の助言を受け、取締役候補者を決定します。
また、取締役の解任については、取締役解任ガイドラインに則り、取締役指名・報酬委員会において十分審議し、取締役解任について取締役会に助言し、取締役会がこれを決定します。

[監査役]
監査役候補者については、会社法の手続に基づいて監査役会の同意を経て、取締役会にて決定しますが、決定にあたっては、監査役としての資質、独立社外監査役の場合の独立要件についての検討を行います。

[執行役員]
執行役員は、取締役の推薦に基づいて取締役会にて選任します。
また、解任については、執行役員規程に則り、取締役会で十分審議のうえ、適切に対応します。

(v)取締役・監査役候補の選任・指名についての説明補充 [取締役・監査役]
各取締役候補者の選任理由及びスキル・マトリックスについては、株主総会招集ご通知に記載しています。
各監査役候補者の選任理由については、株主総会招集ご通知に記載しています。

【補充原則3―1－3．サステナビリティについての取り組み等】
当社は、サステナビリティを巡る課題への対応について、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識しています。当社のサステナビリティに関する取り組みについては、当社IRサイト等に開示しています。

また、当社は、企業市民、そして社会の一員として、法令・ルールを遵守するとともに、全てのステークホルダーの皆さまとの相互信頼・相互満足を深めるため、当社に寄せられる期待に応え、高い倫理観をもって社会的責任を果たしてまいります。

＊上記「サステナビリティ基本方針」につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。
（https://www.tkg-jp.com/sdgs/case/detail.html?id=3827）

【補充原則４－１－１．取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会は、当社の普遍的な企業理念の下に積極的に議論して決定した経営方針、経営戦略に則り、定款、法令、取締役会規則、取締役会付議事項一覧（経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、人事制度、重要な役員人事ほか経営上の重要な事項）の範囲で業務執行の決定を行い、それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程に基づいて代表取締役社長、業務執行取締役、執行役員、更に各組織の長に対して権限を委譲しています。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役及び社外監査役の独立要件については、「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」
（コーポレートガバナンス基本方針（別紙2）https://www.tkg-jp.com/about/governance.html）に定めます。

【補充原則４－１０－１．取締役指名・報酬委員会の独立性・権限・役割等】
取締役指名・報酬委員会は、代表取締役社長、複数の非業務執行取締役にて構成し、監査役等がオブザーバーとして参加します。
なお、委員長は、取締役候補者の指名、取締役の報酬の決定に係る機能の独立性・客観性を強化するため、独立社外取締役としています。また、構成については、独立社外取締役が過半数を占めています。これにより取締役の選任について親会社である株式会社ベネッセホールディングスからの独立性を担保しています。

【補充原則４－１１－１．取締役会全体の構成の考え方及び取締役選任手続】
当社は、適正なガバナンス体制を構築するために、取締役候補者は、取締役指名・報酬委員会の助言に基づいて取締役会にて決定しています。
取締役会の構成については、取締役会全体として適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるようバランスを考慮し、企業経営、教育事業、人事・人財開発、コンプライアンス・リスク管理、財務・会計、IT等についての経験及び知見を有する業務執行取締役と、より多様な専門的知識や経験等のバックグラウンドを有する複数の社外取締役により構成することを基本方針とし、当社の定款にて８名以内と定めています。
取締役指名・報酬委員会は、取締役選任ガイドラインに則り、取締役候補者の指名について、毎期業績等の評価や中長期的な事業成長を実現できる取締役としての資質を十分審議するほか、独立社外取締役の場合の独立要件について検討し、取締役候補者の指名について取締役会に助言します。取締役会は、取締役指名・報酬委員会の助言を受け、取締役候補者を決定します。
また、取締役の解任については、取締役解任ガイドラインに則り、取締役指名・報酬委員会において十分審議し、取締役解任について取締役会に助言し、取締役会がこれを決定します。

【補充原則４－１１－２．取締役・監査役の兼任状況】
各取締役及び各監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集ご通知等に記載しています。

【補充原則４－１１－３．取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】
独立社外役員会は、取締役会の有効性、全社業績及び各取締役の担当部門業績等について毎年評価を行い、その結果を取締役会に提出します。取締役会は、独立社外役員会の評価に基づいて、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示します。
なお、分析・評価結果の概要につきましては、当社IRサイト等にて開示していきます。

【補充原則４－１４－２．取締役・監査役のトレーニングの方針】
業務執行取締役及び常勤監査役については、その活動に必要な企業統治、財務会計、役員として遵守すべき法的な義務、役員として果たすべき責任等の知識習得を目的として外部研修機関を活用しています。
また、戦略的な視野の養成、より高いリーダーシップ力の発揮を目的として、中期経営計画策定プロジェクトへ参画すること、代表取締役社長が選定する研修を活用することで、役付取締役や代表取締役社長への昇進を見据えたトレーニング体制を整えています。
社外取締役及び社外監査役については、就任時に会社概要、経営戦略、財務戦略等の基本情報を共有するほか、重要な拠点訪問やイベント等の参加を通じ、事業理解の促進を図っています。更に独立社外役員会を通じた情報交換・相互研鑽を行い、知識更新の機会として外部研修機関を活用しています。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
●エンゲージメントに関する方針
当社は、株主の皆様と建設的な対話を行うために、「株主の皆様とのエンゲージメント」
（コーポレートガバナンス基本方針（第４章）https://www.tkg-jp.com/about/governance.html）を策定し、IR担当取締役又は執行役員を選任するとともに、広報・IR業務を行う部門を設置しています。
●エンゲージメント
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家の皆様との強固なエンゲージメントが必要不可欠と考えています。そのために、三大投資家層を成す国内機関投資家・個人投資家・海外機関投資家の皆様それぞれの属性にとって最適と考え得る情報提供の手段・時期・内容等を常に考慮しつつ、当社に対する理解度向上に努めることで、積極的なエンゲージメントの強化を図っていきます。
●株主の皆様との協力
当社は、定期的に株主構造について把握するとともに、必要に応じて実質的に当社株式を所有する株主に関する調査を実施しています。
なお、同調査にて判明した情報は、日常のIR活動に活用しています。

２．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベネッセホールディングス	33,610,800	61.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,993,600	5.51
MSIP CLIENT SECURITIES	1,362,300	2.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口	791,200	1.45
石原　勲	400,000	0.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	329,437	0.60
JP MORGAN CHASE BANK 385781	282,049	0.51
石原　恭子	266,000	0.48
上田八木短資株式会社	264,900	0.48
WU ASSETS PTE. LTD. DIRECTOR GOH HUP LIN	258,200	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	ブルーム1株式会社
親会社の有無 更新	株式会社ベネッセホールディングス(非上場)　(非上場)

補足説明 更新

1．大株主の状況は、2025年2月28日現在の状況です。なお、当社が保有する自己株式は、136株です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である株式会社ベネッセホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結しており、当社の経営に重大な影響を及ぼす事項については、同契約に則り、適切に対応しています。
当社と株式会社ベネッセホールディングスを含むベネッセグループとの取引について、同社からの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件及びその決定方法の妥当性を複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行っています。
また、当社は、当該取引について、その性質や重要性等を鑑み、特別利害関係人に該当するか否かの基準を定めています。
取締役会決議においては、あらかじめ当該基準に則り、特別利害関係人であるかどうかについて検討し、対象となった者は、当該決議に参加することができないものとしています。
加えて、親会社である株式会社ベネッセホールディングスと少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、意思決定の前に独立社外取締役・独立社外監査役にて構成された独立社外役員会(特別委員会としての役割)にて審議・検討を行っています。

以上により、株式会社ベネッセホールディングスを含むベネッセグループとの取引の健全性及び適正性を確保してまいります。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1)親会社について
当社の親会社は、株式会社ベネッセホールディングス(非上場)であり、当該親会社における当社の議決権保有比率は、61.96%であります。
(2)親会社からの独立性確保に関する考え方について
当社は、企業理念に加え、ベネッセグループの一員としてベネッセグループの理念、目指す姿、行動指針等を共有しております。
また、ベネッセグループの経営資源を活用することが、当社の持続的成長につながると考えております。

一方で、当社は、上場会社として、その独立性を維持し、親会社以外の株主の利益を保護することも重要な経営課題と認識しております。
そのため、前記「4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、株主間の利益相反問題に対処するための体制整備と運用に努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三箇　功悦	他の会社の出身者											
長谷川　秀樹	他の会社の出身者											
平山　景子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

三箇　功悦	○	三箇功悦氏につきましては上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。	長年にわたり経営、IT戦略のコンサルティングを中心としたIT業界での豊富な経験、知見を有しております。このIT分野の経験、知見をもとに、当社全体にかかわる業務の効率化推進、当社事業の今後の発展を見据えたIT基盤の構築等において、独立的、客観的、かつ、幅広い視点から当社の経営に助言を行うことを期待し、社外取締役に選任しております。
長谷川　秀樹	○	長谷川秀樹氏につきましては上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。 同氏の「重要な兼職の状況」は以下のとおりです。 ・ロケスタ株式会社　代表取締役社長 ・クラウドファースト株式会社　代表取締役社長 ・生活協同組合コープさっぽろ執行役員CIO ・ブックオフグループホールディングス株式会社　社外取締役	長年にわたり経営、ITサービスの開発・運用等を中心としたIT業界での豊富な経験、知見を有しております。この経験、知見をもとに、当社全体にかかわる業務の効率化推進、当社事業の今後の発展を見据えたIT基盤・サービスの構築等において、独立的、客観的、かつ、幅広い視点から当社の経営に意見を述べていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。
平山　景子	○	平山景子氏につきましては上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。 同氏の「重要な兼職の状況」は以下のとおりです。 ・株式会社Blue Blossom 代表取締役 ・株式会社ポピンズ 社外取締役	長年にわたりデジタル・マーケティング、eコマース、競合分析、事業開発、ユーザーエクスペリエンス等を中心としたテクノロジー企業での豊富な経験、知見を有しております。 この経験、知見をもとに、当社のマーケティング分野、お客様に関する深い洞察等において、独立的、客観的、かつ、幅広い視点から当社の経営に意見を述べていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役候補者の指名、取締役の報酬に係る機能の独立性・客観性を強化するため、諮問機関として設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人との間で、会計監査、四半期レビューの報告等を通じ、監査体制・監査実施状況等の情報を交換する等、連携を確保しています。
また、当社は、各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてのチェック・検討を行うために内部監査室を設置しており、監査役との間に、随時ミーティングを実施するなかで内部監査の実施状況等を報告する等の連携に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長澤　正浩	公認会計士													
高見　之雄	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長澤　正浩	○	長澤正浩氏につきましては上記a～mに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。 同氏の「重要な兼職の状況」は以下のとおりです。 ・長澤公認会計士事務所 代表 ・株式会社青藍コンサルティング 代表取締役 ・株式会社イワキ 社外監査役 ・LE.O.VE株式会社　社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を当社における監査に活かしていただけるものと判断したため選任しております。
高見　之雄	○	高見之雄氏につきましては上記a～mに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。 同氏の「重要な兼職の状況」は以下のとおりです。 ・西込・高見法律事務所 ・ディーエムソリューションズ株式会社 社外監査役	弁護士として企業法務等に関する豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を当社における監査に活かしていただけるものと判断したため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、三箇功悦氏、長谷川秀樹氏、平山景子氏、長澤正浩氏、高見之雄氏が東京証券取引所が確保を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、定期的な業績の達成状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬額の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示を行なっておりません。
なお、第42期における取締役(無報酬取締役は除く)6名の年間報酬額は、75,313千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

＜取締役＞
(ⅰ)方針の決定方法
当社では、役員報酬決定における透明性・公平性・客観性を確保するために独立社外取締役が委員長を務める取締役指名・報酬委員会を設置しており、同委員会にて報酬等の内容に係る方針(取締役報酬ガイドライン)を策定しております。なお、当該方針については、同委員会から取締役会に助言し、取締役会が同委員会から答申された内容を踏まえて当該方針を決議しております。
これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が上記決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

取締役報酬ガイドライン
a 取締役報酬ガイドラインのポリシー
・企業理念の実現に向けた優秀な人財の確保に資するものであること
・中期経営計画・業績目標達成への貢献意識を高め、会社の持続的成長に資するものであること

・企業理念の実践に基づく企業価値向上に資するものであること
・株主との利益意識の共有及び株主重視の経営意識を高めるものであること
・報酬決定プロセスが透明性・客観性が高いものであること

b 報酬の構成割合
取締役の報酬は、1999年の株主総会にて承認されている報酬限度額の範囲内とし、基本報酬、業績連動賞与及び非金銭報酬である株式報酬とで構成されております。
基本報酬は前期までの実績及び各期の役割期待を勘案し、役員報酬テーブルを適用し決定しております。基本報酬は、12等分し、毎月支給いたします。
なお、当事業年度は80%で算出しております。
業績連動賞与については、上記ポリシーの業績目標達成への貢献意識を高めることを期待し、売上高・営業利益それぞれにおいて、予算及び前年実績に対する達成率を算出し、取締役指名・報酬委員会にて当該達成率に応じた支給率を0%～210%の範囲で決定しております。
なお、その算定に用いた業績指標に関する実績は以下のとおりであり、当事業年度は20%で算定しております。

基準値
当事業年度の連結業績予想（百万円） 前事業年度の連結業績（百万円） 当事業年度の実績（百万円）
売上高 22,200 21,661 22,182
営業利益 1,540 1,608 1,598

株式報酬については、2025年４月11日開催の取締役会において導入を決議し、2025年５月28日開催の第42回定時株主総会において承認されました。
当該報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）に対して、一定の譲渡制限期間及び譲渡制限付株式報酬を付与するものであります。
なお譲渡制限付株式報酬として付与される当社の株式は、年85,000株以内とし、その総額は30百万円以内となります。

（ii）今期報酬等の決定
当事業年度における基本報酬については、2024年4月22日の取締役指名・報酬委員会で取締役基本報酬案を審議し、2024年5月29日の取締役会で同内容を決議しております。
また、業績連動報酬については、2025年3月5日の取締役指名・報酬委員会で取締役業績連動報酬案を審議し、2025年3月18日の取締役会で同内容を決議しております。
社外取締役の報酬については、基本報酬のみで構成しております。基本報酬は、12等分し、毎月支給しております。

＜監査役＞
監査役の報酬は、法令等で定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を、1999年の株主総会において承認された報酬限度額の範囲にて、監査役会で協議により決定しており、基本報酬のみで構成しております。基本報酬は、12等分し、毎月支給しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手し、必要に応じて社内関係部門に追加の情報提供を求め、又は、外部の専門家の助言を得ます。また、取締役・監査役は、取締役会及び監査役会の機能発揮のために、内部監査室と連携し、定期的に報告を受けています。加えて、当社は、取締役会、監査役会、取締役指名・報酬委員会、独立社外役員会の支援体制として、それぞれに事務局又は補助人を設置し、議長又は委員長との事前打合せ、情報提供等を実施しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数　― 名

その他の事項

制度はありますが、現在は対象者がおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) コーポレートガバナンスの体制
当社は、会社法上の機関設計として、「監査役会設置会社」を選択し、監査役及び監査役会が取締役の職務執行を監査しています。
また、取締役候補者の指名、取締役の報酬に係る機能の独立性・客観性を強化するため、諮問機関として取締役指名・報酬委員会を設置し、取締役会の実効性・透明性を高めるため、独立社外役員会を設置しています。
(2) 取締役会
当社は、適正なガバナンス体制を構築するために、取締役候補者は、取締役指名・報酬委員会の助言に基づいて取締役会にて決定しています。
取締役会の構成については、取締役会全体として適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるようバランスを考慮し、企業経営、教育事業、人事・人財開発、コンプライアンス・リスク管理、財務・会計、IT等について経験及び知見を有する業務執行取締役と、より多様な専門的知識や経験等のバックグラウンドを有する複数の社外取締役により構成することを基本方針とし、当社の定款にて8名以内と定めています。
また、当社は、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、取締役会の構成について独立社外取締役の割合を3分の1以上とします。
なお、取締役会の議長は、代表取締役社長としますが、取締役会全体として独立社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めています。
現在は、取締役4名（松尾茂樹氏、瀧川敬司氏、山口文洋氏、浜垣剛氏）、社外取締役3名（三箇功悦氏、長谷川秀樹氏、平山景子氏）で構成されております。
取締役会における具体的な検討内容は、法令及び定款に定められた事項、経営全般に関する事項、組織・人事に関する事項、重要な業務執行等であります。
また、第42期において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。
・松尾茂樹代表取締役社長　13回/13回
・瀧川敬司取締役　10回/10回
・村上久乃取締役　10回/10回
・三箇功悦社外取締役　13回/13回
・長谷川秀樹社外取締役　10回/10回
・平山景子社外取締役　10回/10回
・齋藤勝己取締役会長　3回/3回
・大垣秀之代表取締役社長　3回/3回
・井上久子取締役副社長　3回/3回
・堤威晴取締役　3回/3回
・大村信明社外取締役　3回/3回
・岩田松雄社外取締役　3回/3回

※当事業年度末時点の役職を記載しており、本書提出日時点の役職とは異なっております。
※松尾茂樹氏は、2024年5月29日開催の第41期定時株主総会において就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
※齋藤勝己氏、大垣秀之氏、井上久子氏、堤威晴氏、大村信明氏及び岩田松雄氏は、2024年5月29日開催の第41期定時株主総会の終結の時をもって退任しているため、同日前に開催された取締役会における出席状況を記載しております。
(3) 監査役会
監査役会の構成については、監査役会の独立性確保のために半数以上の独立社外監査役で構成し、監査業務を通じて得た情報を他の監査役と共有できる常勤監査役と、財務・会計に相当程度精通している独立社外監査役を1名以上選任することを基本方針とし、当社の定款にて4名以内と定めています。
現在は、監査役2名（議長：藤田穣氏（常勤監査役）、齋藤直人氏）、社外監査役2名（長澤正浩氏、高見之雄氏）で構成されております。
監査役会における具体的な検討内容は、執行役員会議への出席、経営トップ、会計監査人、内部監査室、危機管理委員会、及び人事評価委員会との定期的な意見交換により、重要経営課題に関する問題意識を共有するとともに、重要な文章を閲覧し、業務執行の状況を確認し、取締役の職務執行を監査しております。また、第42期において当社は監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。
・藤田穣常勤監査役　15回/15回
・齋藤直人監査役　15回/15回
・長澤正浩社外監査役　15回/15回
・高見之雄社外監査役　15回/15回
(4) 会計監査人
有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について、第三者としての視点から、指導・助言を受けております。
(5) 取締役指名・報酬委員会
取締役指名・報酬委員会は、代表取締役社長、複数の非業務執行取締役にて構成し、監査役等がオブザーバーとして参加します。
なお、委員長は、取締役候補者の指名、取締役の報酬の決定に係る機能の独立性・客観性を強化するため、独立社外取締役(三箇功悦氏)としています。
また、構成については、独立社外取締役が過半数を占めています。
現在は、取締役1名（松尾茂樹氏）、社外取締役3名（三箇功悦氏、長谷川秀樹氏、平山景子氏）で構成されております。これにより取締役の選任について親会社である株式会社ベネッセホールディングスからの独立性を担保しています。
取締役指名・報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役の各候補者の選任・解任の適正さ、基本報酬・業績連動報酬の付与基準を含む報酬制度、ガイドライン改定などに関する事項であります。
また、第42期において当社は取締役指名・報酬委員会を6回開催しており、個々の構成員の出席状況については次のとおりであります。
・松尾茂樹代表取締役社長　6回/6回
・村上久乃取締役　4回/6回
・三箇功悦社外取締役　6回/6回
・長谷川秀樹社外取締役　3回/6回
・平山景子社外取締役　3回/6回
・大垣秀之代表取締役社長　3回/6回
・大村信明社外取締役　3回/6回
・岩田松雄社外取締役　3回/6回
・藤田穣監査役　6回/6回

※当事業年度末時点の役職を記載しており、本書提出日時点の役職とは異なっております。
※松尾茂樹氏、長谷川秀樹氏、平山景子氏は、2024年5月28日開催の第41期定時株主総会において取締役に就任し、その後取締役指名・報酬委員に就任したため、就任後に開催された取締役指名・報酬委員会の出席状況を記載しております。

※大垣秀之氏、大村信明氏、岩田松雄氏は、2024年5月28日開催の第41期定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任し、取締役指名･報酬委員を退任して　いるため、同日前に開催された取締役指名･報酬委員会における出席状況を記載しております。
(6) 独立社外役員会
独立社外役員会は、取締役会の実効性･透明性を高めるため、独立社外取締役、独立社外監査役にて構成します。
現在は、社外取締役3名 (三箇功悦氏、長谷川秀樹氏、平山景子氏) 、社外監査役2名 (長澤正浩氏、高見之雄氏) で構成されております。
独立社外役員会における具体的な検討内容は、独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献できるよう、情報交換･認識共有を図るほか、親会社である株式会社ベネッセホールディングスと少数株主との利益が相反する重要な取引･行為については、意思決定の前に独立社外役員会で審議･検討を行っています。
加えて、取締役会実効性評価を審議し、その検討結果を取締役会に上申しております。
また、第42期において当社は独立社外役員会を3回開催しており、個々の構成員の出席状況については次のとおりであります。
･三箇功悦社外取締役　3回/3回
･長谷川秀樹社外取締役　2回/3回
･平山景子社外取締役　2回/3回
･大村信明社外取締役　1回/3回
･岩田松雄社外取締役　1回/3回
･長澤正浩社外監査役　3回/3回
･高見之雄社外監査役　3回/3回

3. 現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営の監査及び組織経営の効率化、コンプライアンスの徹底を推進するために相当の体制が整備されていると判断し、現在のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算会社であり、5月下旬に定時株主総会を開催いたしますので、5月下旬に定時株主総会を開催する上場会社数があまり多くないことに鑑み、当社の定時株主総会の開催日は必然的に集中日を回避して設定されているものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電 子行使プラットフォームの利用につきましては、現状の株主構成等の状況を踏まえ、行っていません。今後、株主構成等の状況を鑑みて、必要に応じて検討していきます。
招集通知 (要約) の英文での提供	招集通知の英訳につきましては、現状の株主構成等の状況を踏まえ、行っていません。今後、株主構成等の状況を鑑みて、必要に応じて検討していきます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資するため、IR 活動を通じ、株主の皆様、その他の投資家の皆様から当社に対する信頼と適切な評価を得ることを目指します。当社IRの基本方針については、コーポレートガバナンス基本方針の別紙3「株主の皆様とのエンゲージメント」として記載しております。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎半期決算時に決算説明会を開催しており、事業概況及び今後の方針等について、代表者自身ならびにIR担当取締役による説明を行っております。また、毎四半期決算時にスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトIRページを通じ、期末･四半期決算開示等を中心に、投資家の投資判断に資する情報開示に努めています。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	経営企画室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念及びコーポレートガバナンス基本方針を制定し、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針及びその運用状況の概要

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業理念に基づき、教育理念とホスピタリティをすべての企業活動の基軸とし、笑顔あふれる「人の未来」に貢献できるように努めております。更に、当社が定めるホスピタリティ人財「いつも『ありがとう』を大切に、関わるすべての人と喜びを分かちあえる人」を目指し、従業員1人ひとりが行動目標を定め、実践しております。
また、コンプライアンス体制強化のため、リスクマネジメント及び危機管理に係る対応策を計画、調整、統制する機関として、危機管理委員会を設置して、個別業務ごとに設置された各部門の一部の部門長等を担当者とし、同委員会にて定期的にコンプライアンス上の情報共有と重要な問題を審議する等の活動を行うものとします。
危機管理委員会は、適宜代表取締役への報告や定期的に取締役会及び監査役会に審議の結果を報告するとともに、内部監査室等と連携を図ることにより、二重のチェックを行うものとします。
取締役は、重大な法令違反、その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとします。
また、当社は、当社の使用人から直接報告等を行うことができる内部通報窓口「企業倫理ホットライン」を設置し、内部監査室がこれを運営するものとします。更に、当社は、取締役等経営層の問題に係る内部通報窓口「監査役直通ホットライン」を設置し、監査役がこれを運営し、監視機能の更なる向上を図るものとします。

＜主な運用状況＞
当社は、企業理念に基づき、教育理念とホスピタリティをすべての企業活動の基軸とし、笑顔あふれる「人の未来」に貢献できるように努めております。更に、従業員に対して当社が定めるホスピタリティ人財を周知し、そのもとに従業員1人ひとりに主体的な行動を促すとともに、法令遵守の徹底を図っています。
また、危機事案発生防止及び危機事案発生時対応・再発防止に係る機関としての危機管理委員会を定期的に開催し、適宜、代表取締役への報告や定期的に取締役会及び監査役会に審議の結果を報告するとともに、内部監査室等と連携することにより、重要な問題の対応を図りました。
更に、役員・管理職対象のハラスメント研修や、従業員対象のコンプライアンス研修、注意喚起を含む情報共有を行い、事案の再発防止に努めました。
当社の使用人から直接報告等を行うことができる内部通報窓口「企業倫理ホットライン」及び「監査役直通ホットライン」は、内部通報制度運用規程に基づいて適切に運営しました。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を策定し、同規程に従ってこれらの情報を保存及び管理するとともに、情報の保存及び管理の統括管理者を定めるものとします。
具体的には、文書管理規程に基づいて、取締役の職務執行に係る情報は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するとともに、必要に応じて取締役及び監査役がこれらの文書を閲覧することが可能な状態を維持するものとします。

＜主な運用状況＞
文書管理規程に基づいて取締役会の資料、議事録等を適切に保存しました。
また、決裁に係る稟議書は、電子化され、安全かつ適切に管理していることを確認しました。
更に、電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）の改正を経て、一部書類を電子化し、運用しています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社の業務執行に係るリスクを管理するために、リスク管理規程、危機管理委員会運営細則及び緊急対策本部運営基準を策定し、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備するものとします。平常時の体制として、危機管理委員会が当社を横断的に統括するものとし、同委員会は、全社的にリスク管理状況を確認し、定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとします。
なお、リスク管理状況において不測の事態が生じた場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の発生を防止し、これを最少にとどめる体制を整えるものとします。

＜主な運用状況＞
既にリスク管理規程等を策定しており、引続き同規程に則り、適切な運用を行っております。
また、危機管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の強化に努めたほか、緊急対策本部運営基準をBCP基本計画書として改定しました。
更に、ベネッセグループと連携し、災害発生時の従業員の安否確認及び建屋被害報告の体制について、被害状況把握の即時性向上を目指して継続的な見直しを行うとともに、その運用を継続しております。
各種感染症対策については、体調管理、入退室時の手指消毒、清掃といった基本的な予防対策を中心に、状況に応じた対策を継続的に実行し、感染症に伴う顧客や従業員の身体の安全を確保するとともに損害の発生防止に努めました。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、職務権限規程を策定し、同規程に基づいて個々の職務の執行を行うとともに、取締役会において定期的に職務の執行状況を担当取締役が報告するものとします。

更に、当社は、取締役会等において、定期的に業務の進捗状況をレビューし、業務の改善を促すほか、全社的な業務の効率化を実現する体制 を構築するものとします。

＜主な運用状況＞
業務分掌規程や職務権限規程の定期的な見直しにより、適切に業務分掌の変更や権限を委譲し、業務を遂行するとともに、取締役会において職務の執行状況を担当取締役が報告しております。
なお、取締役会は、定款、法令、取締役会規則の範囲で業務執行の決定を行うほか、進捗状況をレビューいたしました。

5．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における内部統制の構築を目指し、当社並びにその親会社及び子会社間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築するものとします。
また、当社は、当社の親会社との間で定期的に経営状況報告会及び連絡会議等を開催し、一定の重要事項については、当社の親会社との間 で協議又は報告を行うことにより、財務報告に係る業務の適正を確保するための体制を構築するものとします。
更に、当社は、当社から当社の子会社へ役員や使用人を派遣するなどをして、当社の子会社との間でも前記体制を構築するものとします。
なお、当社は、当社の親会社との取引において、親会社以外の株主の利益に配慮し、法令に従い適切に業務を行うこと等を基本方針とするものとします。

＜主な運用状況＞
親会社である株式会社ベネッセホールディングス及びその関連子会社との会議を定期的に開催し、業務報告及び意見交換を行いました。
なお、当社と親会社である株式会社ベネッセホールディングスを含むベネッセグループとの取引については、同グループからの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件を慎重に判断しており、取引条件及びその決定方法の妥当性について複数の独立社外取締役及び独立社外監査役からなる独立社外役員会において十分に審議した後に取締役会にて決議するものとしております。
また、当社は、当社及び子会社からなる企業集団の内部統制を構築するため、子会社であるＨＲＢＣ株式会社に対して取締役及び監査役を派遣し、経営状況を把握するほか、子会社の業務の適正化及び効率化を図り、子会社が重要な経営判断を行う場合は、事前の共有や要請、助言を行っております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役から取締役会に要請があった場合は、取締役会は、監査役が監査業務に必要な事項を命令することのできる職員を配置するものとします。
当該職員の人事に関する事項については、監査役の同意を得るものとするほか、当該職員の独立性の確保に努め、監査役の指揮命令により 補助を行うものとします。

＜主な運用状況＞
当社は、監査役の要請に基づいて兼任の監査役補助人を配置しており、監査役補助人の人事に関する事項については、監査役の同意を得るものとしております。
また、監査役補助人は、監査役の指揮命令により監査役業務の補助をしており、その際には取締役の指揮命令は受けておりません。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、重要な決定事項に加え、業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、都度報告するものとします。
当社の内部監査室は、内部通報窓口「企業倫理ホットライン」の適切な運用を維持するとともに、その状況及び内容を速やかに監査役へ報告する体制を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、適切な報告体制を確保するものとします。
なお、監査役に報告をしたことを理由として、雇用上の不利益が生じないように、またその他報告者のプライバシーの権利等を侵害しないように十分配慮するものとします。
更に、当社の使用人から取締役等経営層に係る問題について、監査役に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口「監査役直通ホットライン」を設置し、監査役がこれを運用するものとします。

＜主な運用状況＞
当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、重要な決定事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、都度報告する体制を整えております。
また、内部通報制度運用規程に則り、通報者が通報を行ったことによる不利益取扱を受けることがないほか、通報者自身による開示範囲の明示的な提示、対象者による報復の禁止等、内部通報をより適切に取り扱うための体制を整えております。
更に、公益通報者保護法の改正後、適切な従事者を定めたうえで適宜従事者向け研修を実施し、適切に運用しております。
なお、「企業倫理ホットライン」及び「監査役直通ホットライン」は、同規程に基づいて適切に運営されており、「企業倫理ホットライン」への通報の受付先に常勤監査役が含まれているほか、その受付状況については、監査役会及び取締役会にて報告しております。

8．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について毎年予算措置をとるものとします。
また、監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができるほか、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有するものとします。
なお、監査役が当該費用の精算を求めた場合は、当社規程に基づいて適切に精算を行うものとします。

＜主な運用状況＞
監査役の職務に必要な費用について、予算措置を講じるとともに、監査役の請求に従って適切に処理しました。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役との間で原則半期に1回、会計監査人との間で四半期に1回、常勤監査役は、業務執行取締役との間で月に1回、それぞれ意見交換会を設けるものとし、必要に応じて外部の弁護士との間で意見の交換を行うものとします。
また、監査役は、重要な会議に出席するとともに、決裁書等重要な文書を閲覧することができるものとします。

＜主な運用状況＞

常勤監査役は、業務執行取締役及び内部監査室との間でそれぞれ毎月1回、監査役は、代表取締役とは半期に1回、会計監査人との間で半 期に1回以上、内部監査室、危機管理委員会、人事評価委員会とは年1回の意見交換会を開催しました。
また、常勤監査役は、職務権限規程に定める重要事項を多角的に検討する執行役員会議等に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、取締役の職務の執行状況を確認しました。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力･団体とは、一切関係を持たず、反社会的勢力･団体から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で対応するものとします。
また、当社は、社内に対応担当部門（総務法務部門）を設け、必要に応じて特殊暴力排除のための講習等を受講し、平素より関係行政機関等から情報を収集するとともに、連携して対応する体制を構築するものとします。

Vその他

1．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入していません。当社が公開買い付けの対象となった場合は、取締役会としての意思を株主の皆様に明確に示すとともに、適正な手続に則り、対応します。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

【適時開示体制の概要】

株式会社東京個別指導学院
（証券コード：4745 東証スタンダード）

1．会社情報の適時開示に係る基本姿勢について

当社は、会社法、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所が定める規則等の情報開示に関わる法令に従い、投資者にとって有益な内容となるよう適時適切に情報開示を行います。また、法令に基づく情報開示以外の情報提供においても積極的に実施し、当社への理解を深めていただくとともに、経営の透明性・公平性を確保します。

2．適時開示に係る社内体制について

重要な会議体で決議された決定事実、決算情報、及び当社各部門からIR担当取締役、執行役員又はIR業務を行う部門に集約された発生事実等の情報については、IR業務を行う部門が主管となり、法令及び適時開示規則等に照らして開示の要否や開示の内容等について、事前に協議いたします。その後速やかに、代表取締役社長にその承認を得、適時開示が必要と判断された事実について、IR担当取締役又は執行役員が情報取扱責任者として、決議後または発生後遅滞なく適時開示を行います。

以 上
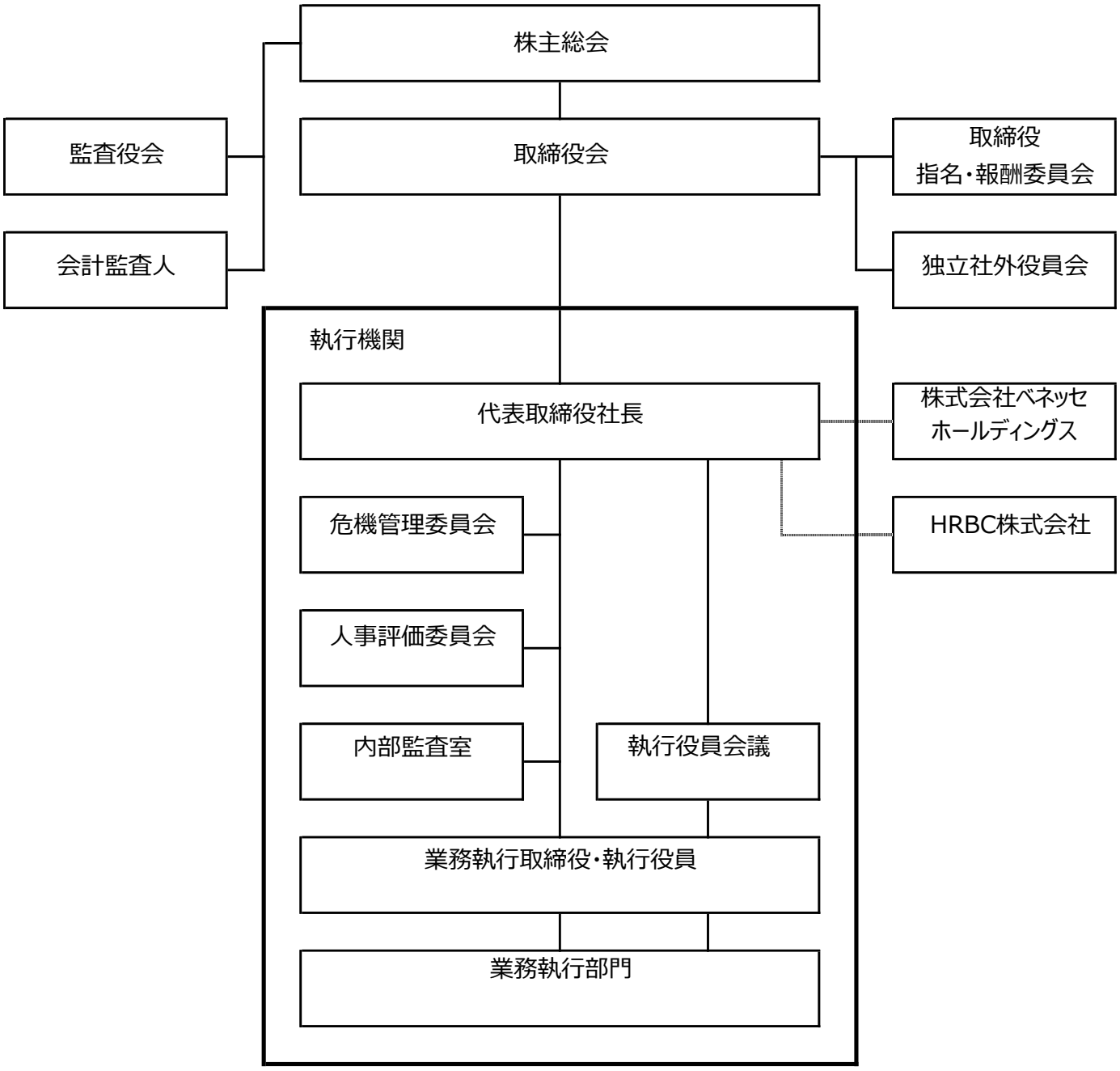
コーポレートガバナンス体制